



鯖江市

農業委員会だより

発行 鯖江市農業委員会

〒916-8666
鯖江市西山町13番1号

電話 0778-53-2234
FAX 0778-51-8153
E-mail: SC-Noseisaku@city.sabae.lg.jp
http://www.city.sabae.fukui.jp

吉川ナスGI(地理的表示制度)登録



も く じ

■ 農地の適正管理について	2
■ 鳥獣害・電気柵安全対策	3
■ 農地集積の促進について	4
■ 農業者年金について	5
■ 担い手農業者の育成	6
■ 新規就農の促進	7
■ 認定農業者紹介・農政カレンダー	
農地よろず相談のお知らせ・編集後記	8



吉川ナスが北陸初!GIに登録

7月に、「吉川ナス」が国の地理的表示 (GI) 保護制度に登録されました。これまで、夕張メロンや神戸ビーフなど登録されていましたが、今回、「吉川ナス」が全国で14号目、伝統野菜では全国初、地域では北陸初の登録となりました。

「GI」とは、名称から産地がわかり、25年以上の作付け実績があり、気候、栽培方法といった地域の特性と、品質、社会的評価など産品の特性との結び付きが特定できる表示のことをいい、農林水産省の厳正な審査により今回の登録となりました。

今後、国に品質が保証された地域ブランド産品として、また国がGIの不正使用を取り締まることで、「吉川ナス」というブランドを守り、より一層の付加価値を付け、安定した収穫・収入のある産品へと成長していくことが期待されます。

農地を適正に管理しましょう

農地を所有する人、農地を借りて耕作する人は、適正に管理する義務があります。

適正な農地管理がされていない場合、周辺地域の防犯の妨げや病虫害の発生につながる恐れがあり、付近の人に迷惑がかかります。

農地パトロール(農地利用状況調査)を実施しています。

鯖江市農業委員会では、農地転用許可案件の再確認や、遊休農地の発生防止を目的に、農地利用状況調査を実施し、農地が適正に利用されているか確認しています。

農業委員会は、調査結果をもとに所有者等に通知し、適正に管理するよう指導します。(農地法第30条第3項)



畑地転換については届出が必要です。

農用地の畑地転換(盛土)等の形質変更については、着手前に農業委員会への届出が必要です。

農地を宅地や駐車場へ転用するには許可が必要です。

農地を農地以外に転用して利用する場合は、農地法の規定により許可が必要です。許可を得るためには、所定の申請手続きが必要になります。

また申請から許可を得るまでには一定の期間が必要になりますので、着工までの日数を考えて早めに手続きしましょう。

申請地(あわせて事業を行おうとする非農地を含む)内にいわゆる赤道、青道等官地(公有地)が含まれている場合は、事前に払い下げ等の手続きが必要です。ご注意ください。

農地を相続した場合は届出が必要です。

相続等によって農地を取得した人は、農地のある市町の農業委員会に届け出なければなりません。

届出をしなかったり、虚偽の届出をすると、10万円以下の過料に処されます。

耕作できない場合等は、農業委員会から貸し借り等のあっせんを受けることができます。

秋の田起こしによる おいしい米づくり を推進しています

秋冬の 鳥獣被害対策

市内の山ぎわでは、集落ぐるみの電気柵の設置、刈り払いなどの山ぎわ環境改善によって、イノシシの被害を抑えることに成功しています。不幸な事故がありました。市では、パトロールの結果、危険な電気柵はありませんでした。一方、街中ではアライグマやハクビシンが住宅に住み着き、多くの相談が寄せられています。

そして、最近では南越前町から63頭の大きなサルの群れが、河和田・北中山・片上地区に現れ、これまで以上に鳥獣害に対して地域一丸となって取り組む必要性が出ています。

里の秋は動物たちにとっても、おいしい季節です。本来山でひっそりと暮らしていたときよりも、動物たちが段々大胆になってない？それは、人なれの証拠。そして厳しい冬こそ兵糧攻めにするチャンス。知らず知らずに、動物たちに食べ物や隠れ家を提供し、「動物たちに加担しているのは人間」と、後の祭りにならないために、動物たちの生活満足度を徹底的に下げましょう。

集落内のえさとねぐらをなくす

ポイント 01

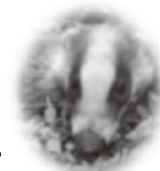
集落内の秋の恵み(クリ、カキ、ギンナン)などは、きちんと収穫しつくす。管理できない、していない果樹がないか気にする。高齢世帯などは、ご近所が力を貸してあげましょう。

ポイント 02

稲刈りあとの2番穂は、放っておくと(シカ200日分のえさ相当)を生産します。気温の高い10月中にすきこんで、地力をアップしましょう。野菜くずは放置せず堆肥にして利用しましょう。

ポイント 03

集落内の空き家を気にする。床下の隙間はふさぐ(ねぐらをなくす)。動物の侵入路となる竹やぶ・草やぶは、刈り払う。



ポイント 04

クマの目撃情報は、市へ速やかに通報。その他のけもの情報も、地域内で共有して、効果的な対策を考える。

【ご相談は】

市農林政策課

電話 53-2233

市鳥獣害のない里づくり推進センター

電話 51-2110

電話

51-2110



公益財団法人農業公社グリーンさばえは、福井県農地中間管理機構の窓口となり、地主から農地を借受し、担い手農業者等に貸付けることで、農地利用の集積を進めています。農地を貸出すことに不安のある地主と規模拡大と面的集積を考える農業者の間に入り、地主が安心して農地を担い手に貸し出せるように努めています。

農業公社

連携 協力

農地所有者 (貸し手)

農用地等貸付申出書

農用地利用集積計画書

農地中間管理機構

農用地利用配分計画の認可通知

耕作者 (借り手)

農地の集積・集約化

- 1 交付対象者
市内の「地域（集落）」
- 2 交付要件
「地域（集落）」内の農地の一定割合以上が機構に貸し付けられていること。
(任意組織へは貸付できません)

- 1 対象者
所有する全農地を、新たに、まとめて、農地中間管理機構に10年以上の期間で貸し付けた者
- 2 課税軽減の手法
新たに機構に貸し付けた農地にかかる固定資産税を以下の期間中1/2に軽減する
 - ① 15年以上の期間で貸し付けた場合には、5年間
 - ② 10年以上15年未満の期間で貸し付けた場合には、3年間

問合先 (公財)農業公社グリーンさばえ
鯖江市役所農林政策課内 電話 53-2234



農業者年金のご紹介

あなたの老後は、大丈夫？

あなたの老後の備えは十分でしょうか？

年金は家族一人ひとりが

準備することが大切です！

農業者年金は、

農業者の老後をサポートします。

農業経営者だけでなく、夫婦や親子で
そろって加入することをおすすめします!!

○3つの要件を満たす方であれば、どなたでも加入できます。

- ・年間60日以上農業に従事
- ・国民年金第1号被保険者
(国民年金保険料納付免除者を除く)
- ・60歳未満

○特徴は？

- ① 積立方式(確定拠出型)で少子高齢化に強い年金です。
- ② 終身年金で80歳までの保証月です。
- ③ 支払った保険料は税務申告の際、全額が社会保険料控除の対象になります。
- ④ 保険料は月2万円から6万7千円の範囲内で、千円単位で選べ、いつでも見直しできます。
- ⑤ 認定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。

※農業者年金から伝えたいこと

- ・老後に欠かせないものは、「健康」と「友達」「生きがい」「お金」です。
- ・自分の死後、残された家族にお金を残すことも大切ですが、老いて自分に役に立つ年金を持ちましょう。
- ・自分の老後は、自分で計画を立てて考えないと、誰も面倒を見てくれません。
- ・掛けた保険料を取り戻すことが年金の目的ではありません。老いたときに、安定収入の道を確保しておくことが年金の目的です。
- ・現金や貯金は使えば使った分だけ減り続けます。しかし、年金は使っても必ず後から再び振り込まれてくるものです。



受給者のみなさまへ

●住所、振込口座の変更届はすみやかに！

住所の変更や年金の振込口座を変更する場合には、最寄のJAまたは農業委員会に相談してください。

ご家族のみなさまへ

●将来、受給者の方が亡くなられた場合は、14日以内に死亡届をJAへ提出してください。年金は、死亡した月まで受給できます。

新規で園芸に取り組む農業者を応援します!!

(園芸早期定着条件整備支援事業補助金)

市では、新たに園芸に取り組もうとする人が効率的に良質な園芸作物を生産できるように、栽培に必要な機材の整備および土壌改良等の生産体制を整え、早期に安定した園芸経営が定着するように支援することで、土地利用型農業から園芸を組み合わせた複合経営や農業外からの新規参入を推進しています。

対象：土地利用型農業からの園芸参入希望者、または園芸参入を希望する土地持ち帰農者で70歳未満の人

内容：園芸への参入を希望する人が営農計画（期間：2年間、作付面積：概ね1,000㎡以上）を作成し、市、JAおよび県が栽培と販売を支援する中で、営農計画の実施に必要な機材の購入および土壌改良等の生産体制整備に要する経費の一部を助成します。助成の対象は以下のとおりです。

内 容	補助基準額
①主要な農耕機材および耕作する農地の盛土等の経費	経費の1/3を助成 (限度額 単年度150千円)
②就農地が鳥獣害の被害多発地域の場合は、電気柵等、被害防止施設設置経費	経費の1/3を助成 (限度額50千円)
③農業委員会等の斡旋による耕作放棄地等で営農する場合は、農地への復旧経費と土壌改良経費	経費の1/2を助成 (限度額100千円)

※ただし、上記の①は園芸開始から2年度を限度とし、②と③は園芸開始から2年間のうちで1回とします。

平成28年度は農業経営塾に参加しましょう!!!

～ 第 1 回 ～

日 時	10月12日(水) 午後3時から午後5時まで
テーマ	(仮)変化する農業情勢に対する地域担い手や農業協同組合の役割
講 師	福井県立大学 経済学部/経済学科 教授 北川 太一 氏
会 場	鯖江市文化の館 2階多目的ホール(水落町2丁目25-28)
◆T P P大筋合意や減反廃止政策などめまぐるしく変遷する農業情勢の中、地域で努力する担い手や農業協同組合はどのように歩むべきなのか。北川先生の貴重なご意見を伺います！	

～ 第 2 回 ～

日 時	11月25日(金) 午前10時から午前12時まで
テーマ	(仮)G A P評価制度の最新情勢と重点知識について
講 師	日本生産者G A P協会 常務理事 山田 正美 氏
会 場	鯖江市文化の館 2階多目的ホール(水落町2丁目25-28)
◆もう知らないなんて言えない!!「G A P評価」について山田先生にご教示いただきます。 また、午後からは鯖江市農業発展ネットワークの中から選出した経営体の農舎へ行き、実際の圃場診断を実施いたします！	

「農業がしたい」あなたを応援します！

市では、「農家になりたい」「余暇を利用して農業をしたい」「家庭菜園がないけど野菜を作りたい」など、市民の皆さんの要望にあった就農を支援します。

専業で就農したい人は…

国と県の就農関係事業を活用して、独立就農または農業法人等での就業を目指す人を支援します。

【就農までのフロー】

- ①就農相談 営農形態、作目などを確認します。
 - ②体験研修 県園芸センターや里親農家で最長2年間の研修が可能です。
 - ③就農計画 営農開始時の作付け計画や所得目標などの計画を作成します。
 - ④農地の確保 希望する地域で農地を探し、利用権を設定します。
- ※農業生産に必要な機械・施設の整備に、国・県の補助事業の活用が見込めます。

副業・余暇で農業をしたい人は…

市の新規就農事業（鯖江市新規就農促進支援システム）で、就農計画の作成、農地の確保、栽培技術の指導、販路の紹介、農業機械等購入の助成を行い、早期の就農定着を支援します。

新規就農（本格的に農業をしたい人）の条件		
・収益を得ることを目的	・20歳以上70歳未満	・農地所有面積0～1,000㎡未満
・耕作面積1,000㎡以上	・農業に常に従事し農地の全てを効率的に耕作	
・市内で農業ができる距離に住んでいる	・施行期間 2年	
市民就農（余暇等で農業をしたい人）の条件		
・余暇等を利用して収益を得ることを目的	・20歳以上70歳未満	
・農地所有面積0～1,000㎡未満	・耕作面積300㎡以上1,000㎡未満	
・農地の全てを効率的に耕作		
・市内で農業ができる距離に住んでいる	・施行期間 3年	

趣味や楽しみで農業をしたい人は…

農業に親しみ、自家消費を目的に耕作したい人に、「市民農園」を紹介しています。（公財）農業公社グリーンさばえにお問い合わせください。

ハウス園芸を始めませんか

（ハウス園芸チャレンジ支援事業補助金）

市では、新たに園芸に取り組もうとする人が園芸に取り組む前に試行的に野菜栽培に取り組む機会を持つことで、土地利用型農業から園芸を組み合わせた複合経営や農業外からの新規参入を推進しています。

対象：農業収益を得ることを目的に新規に園芸への参入を希望する、市内在住の70歳未満の人。

内容：市・農業公社で、使用できる園芸ハウスを探し、希望者とマッチングを行い、園芸ハウス使用料を市が負担します。（負担額は市の予算の範囲内）

問合せ 農林政策課・（公財）農業公社グリーンさばえ ☎53-2234

新規認定農業者紹介

7月14日新規認定農業者の認定授与式が行われ、新たに2経営体が牧野市長から認定書を授与されました。



写真：左から加藤氏、野尻氏

加藤 信行 氏（平井町）

経営形態 水稲、大麦

野尻 知 氏（糺町）

経営形態 水稲、大豆、施設園芸（水菜）、
露地野菜（ブロッコリー、黒・青大豆）



農業委員会・農政カレンダー

（日程は予定であり、変更となる場合があります）

平成28年

10月 12日 第1回農業経営塾
28日 第10回農業委員会総会

11月 25日 第2回農業経営塾
28日 第11回農業委員会総会

12月 26日 第12回農業委員会総会

平成29年

1月 15日 ふるさと鯖江の料理を楽しむ会
27日 第1回農業委員会総会

2月 28日 第2回農業委員会総会
農業委員、担い手研修交流会

3月 24日 第3回農業委員会総会

～農地よろず相談会～

転用・相続など農地に関するさまざまな問題についての相談会を開催します。

なお、準備の都合上、事前申込みが必要です。開催日当日の申込みはできませんので、ご了承ください。

開催日時	申込期限
10月13日(木)午後2時～5時	10月6日(木)午後5時
11月16日(水)午後2時～5時	11月9日(水)午後5時
12月14日(水)午後2時～5時	12月7日(水)午後5時

場 所 アイアイ鯖江2階相談室

相 談 員 司法書士 孝久忠央 氏

申込方法 電話またはファックスで農業委員会事務局まで

鯖江市農業委員会事務局（農林政策課内）

TEL 53-2234 FAX 51-8153

編集後記



今年度新たに認定農業者となった2経営体は両者も農業後継者であり、親の培ってきた農業経営基盤を引き継いだ息子さんでした。

最近の農業ニュースは、TPP大筋合意や減反廃止の内容が多く、今後の農業情勢が大きく変化し、将来に不安が募る中で、次世代を担う農業者から地元農地を守っていくと声に出してもらえることは大変喜ばしいことと思います。

また、今年度も農家を営んでおられるみなさまを対象に農業経営塾を開催させていただきます。研修内容は市内の認定農業者と集落営農組織から結成された鯖江市農業発展ネットワークの役員と共に、担い手にとって有益な研修会となるか協議して決定しておりますので、皆様のご参加を心よりお待ちしております。

最後となりますが、農家のみなさまには忙しい季節ですが、お体に気をつけて頑張ってください。